

北欧海上保険通則（Nordic Marine Insurance Plan） - 海上危険と戦争危険の配分

こちらは、英文記事「[Nordic Marine Insurance Plan - allocation between marine and war perils](#)」（2019年2月5日付）の和訳です。



このほど行われた北欧海上保険通則（Nordic Marine Insurance Plan）の改定において、戦争危険担保を政治的動機による介入に限定し、国の介入を海上保険に含まれる戦争危険担保の範囲外とすることが合意されました。

北欧海上保険通則（NMIP）は、常任改定委員会という制度を通じて北欧の保険者らと北欧の船主らとの間で合意する文書です。現行の通則のルーツは、最初の1867年ノルウェー通則（Norwegian Plan）に遡ります。

現行の通則である2013年北欧海上保険通則には、P&I以外の伝統的なすべての海上保険の担保が定められており、その注釈は、3年ごとに定期的に改定されます。このほど、NMIPの2019年改定がすべての関係者によって承認され、保険実務家が使用する文書が正式に公表されました。2019年改定による修正は、規定の軽微な明確化から、個々の規定のより実質的な書き換えに至るまで様々です。その全容は、NMIPの公式ホームページ www.nordicplan.org でご覧いただけます。

最も実質的な明確化は、海上危険と戦争危険の区別について定めた第2-8条と第2-9条について行われました。NMIPは、全危険担保の保険契約であり、戦争危険に対する保険で付保されている危険を

定めている一方、海上危険担保保険で担保されている危険の範囲は、利益がさらされているその他の形の危険を定める形で消極的に定義されています。改定の目的は、「国家権力の介入」は海上リスクカバーから除外する旨を定めた第 2-8 条(b)でのカバー範囲の明確化にありました。残念ながら、この規定は、関連条項、特に第 2-9 条と NMIP の注釈における不明確な文言によって補完されており、多くの事案において高度の議論の原因となっていました。この何年かにおいて、その動機が法の執行であるのか、その他の政治的な動機があるのかを明らかにすることなく、港で船舶が捕獲または抑留されることが増える傾向にあることも保険者は指摘しています。ベネズエラの BATLANTIC 号、ナイジェリアの SIRA 号、アルジェリアの POAVSA ACE 号をはじめ、この問題を巡って争われた事案が多数、報告されています。

より明確でより現実的な解決を目指して、保険者らは、戦争危険担保は引き続き政治的な動機による介入に限定しつつ、戦争危険保険外での国家の介入は、海上保険に含めることに合意しました。

新しい構造は、介入を 3 種類に分類することができます。

政治的危険

国家権力が国内政治を理由として船舶に対して講じることのできる措置はいくつかあります。NMIP では、海上捕獲、没収、収用およびこれらに類する介入に特に言及しています。そのような措置を船の旗国が講じる場合には、海上保険の保険者または戦争危険の保険者のいずれもてん補しません。旗国の政府が、船舶の使用について自発的に船主に補償することが期待されます。しかし、同じ措置を外国権力が講じた場合には、戦争危険保険が、これによって生じた損失をてん補することになります。明確になった重要な点は、戦争保険で対応するには、優先する国内または国際的な政治的目的の推進が動機となって船に対する措置が講じられることが常に求められるという点です。

徴発

国家権力による徴発 (requisition) という具体的な免責事項が新たに海上保険と戦争保険に盛り込まれました。NMIP の注釈では、北欧法または英国法のいずれにも、徴発の明確な定義がないことが指摘されています。しかし、徴発とは収用以外のものをいうとの理解が存在することが明確になっています。徴発の場合には、船舶の徴発に先立ち、正式な法的手続きに従うことが期待されます。船舶が北欧諸国のうちの 1 か国で登録されている場合において、徴発の動機にかかわらず、その国が所有または使用を目的として船舶を占有するときは、その国が当然補償を支払うものとみられており、保険でこれを補償することは当然とはいえません。

一般的な法の執行

国際的な政治的目的なしに船舶が捕獲 (detained) または抑留 (captured) される場合もありえます。こうしたことは通常、税関、汚染、航行の安全に関する規則またはこれに類する国の法令の違反

またはこれらの違反の調査を理由として発生します。そのような調査が行われる間、船舶が不当に長期間抑留されることがあります。この場合、具体的な免責事由は存在せず、そのような介入から生じる請求は、NMIPの一般的な全危険担保原則によっててん補されます。しかし、2つの特定の規定には留意しなければなりません。第3-16条は、違法な目的のための船舶の利用から生じた損失については、保険者からてん補を受けることができない旨を明確にするものです。これは、明白な公序良俗の原理を背景とする、一般的なてん補の制限であり、船主が善意で行為した場合の違反には適用されません。また、第2-8条(d)では、被保険者の債務超過または支払能力の欠如を理由とする国の介入から生じる損失のてん補が除外されています。

NMIPの見直しを行った委員会は、国家権力による介入に適用されるその他の規定にも着目しました。外国の介入日から戦争保険に基づく船舶の全損について請求することができるようになるまでに船主が待たなければならない期間について、重要な変更が加えられました。この期間は、12か月から6か月に短縮されました。期間の短縮は、自身が不運で困難な状況に置かれたと考える船主にとっては明らかにプラスです。

これらの変更によって、海上約款に基づくより広範囲のてん補の提供は確保しつつも、戦争保険のてん補範囲が明確化されるようになることが望まれます。ただし、第2-8条と第2-9条は、調和の取れた制度として設計されていると認められるものであり、異なる規則に基づいて海上保険や戦争保険に加入しようとしている船主は、その加入しようとしている保険の正確なてん補範囲を慎重に調べるようにすべきでしょう。

この記事は Nic Wilmot 氏からの情報をもとに作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。